

平成 27 年 1 月 30 日  
農 林 水 産 部

## 高病原性鳥インフルエンザについて

### 1 海外の家きんでの発生状況

中国では平成 24 年以降高病原性鳥インフルエンザ (H5N1、H5N2、H5N3、H5N6、H5N8) が散発し、台湾では、平成 27 年 1 月以降、高病原性鳥インフルエンザ (H5N2、H5N3、H5N8) が多発しています。

一方、韓国では、平成 26 年 1 月より家きん等に高病原性鳥インフルエンザ (H5N8) の発生が確認され、発生農場と疫学関連農場の予防的殺処分が行われています。しかしながら、感染は韓国の各地域に拡大し現在も発生が継続しています。(平成 27 年 1 月現在 600 戸、約 1,500 万羽処分)

さらに、欧州(ドイツ・オランダ・英国・イタリア)においても、平成 26 年 1 月から高病原性鳥インフルエンザ (H5N8) の発生が続いており、世界的なまん延傾向を示しています。

### 2 国内の家きんでの発生状況

今シーズンの国内発生状況として、平成 27 年 1 月 21 日現在、

- ①平成 26 年 12 月 16 日：宮崎県延岡市の約 4,000 羽飼養の肉用種鶏養鶏場
  - ②平成 26 年 12 月 28 日：宮崎県宮崎市の約 42,000 羽飼養の肉用種鶏養鶏場
  - ③平成 26 年 12 月 30 日：山口県長門市の約 37,000 羽飼養の肉用種鶏養鶏場
  - ④平成 27 年 1 月 15 日：岡山県笠岡市の約 200,000 羽飼養の採卵種鶏養鶏場
  - ⑤平成 27 年 1 月 18 日：佐賀県有田町の約 73,000 羽飼養の肉用種鶏養鶏場
- で、高病原性鳥インフルエンザの疑い事例が発生。後の遺伝子検査(PCR 検査)の結果、H5 亜型であることを確認したため、殺処分等防疫措置が実施されました。

なお、いずれの事例も高病原性鳥インフルエンザ(H5N8 亜型)であることが確認されています。【表 1】

【表 1】今シーズンの家きんでの発生状況

平成27年1月27日現在

事例	発生概要			防疫対応状況				
	発生日※	発生場所	飼養羽数 / 種別	防疫措置		清浄性 確認検査	搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
				殺処分	消毒等			
①	平成26年 12月16日	宮崎県 延岡市	約4,000羽 肉用種鶏	12月16日完了		12月27日開始 12月31日終了	12月31日	1月7日0時解除
②	平成26年 12月28日	宮崎県 宮崎市	約42,000羽 肉用種鶏	12月29日完了		1月9日開始 1月13日終了	1月13日	1月20日0時解除
③	平成26年 12月30日	山口県 長門市	約37,000羽 肉用種鶏	1月1日完了		1月12日開始 1月16日終了	1月16日	1月23日0時解除
④	平成27年 1月15日	岡山県 笠岡市	約200,000羽 採卵種鶏	1月23日完了※※		2月3日開始予定	2月7日予定	2月14日予定
⑤	平成27年 1月18日	佐賀県 有田町	約73,000羽 肉用種鶏	1月20日完了		1月31日開始予定	2月5日予定	2月11日予定

※ 遺伝子検査によりH5亜型陽性(疑似患者)と判明した日

※※ 汚染物品の焼却作業は1月24日に完了。

防疫対応終了

### 3 本県の状況

#### (1) 家きんについて

本県では、国が示す特定家畜伝染病防疫指針に基づき、鶏・キジについては定点モニタリング並びに強化モニタリング検査を行っており、平成26年12月末現在では、延べ165戸1,650検体を検査していますが、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの感染は確認していません。

※定点モニタリング：感染リスクの比較的高いとされる開放鶏舎等から15戸を対象に、通年毎月1回の抗体検査を実施。

強化モニタリング：県内30戸で感染リスクの高くなる時期(10月から3月)に抗体検査を実施。

また、宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県での発生事例を受け、県内全ての養鶏農家並びに関係機関・関係団体あてに一報を入れるとともに、飼養衛生管理基準等の徹底についても改めて周知しました。また、養鶏農家には、現状での異常鶏の有無についても合わせて聞き取り調査を実施し、132農家全てで異常がないことを確認しています。

#### (2) 野鳥について

松阪市の五主池で、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査(糞便、平成26年10月に9検体、今後2月及び4月に予定)及び死亡野鳥の鳥インフルエンザに係る簡易検査(平成26年11月以降18検体)を実施していますが、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザウイルスは確認されていません。

なお、国内においては複数箇所での発生が確認されたため【表2】、本県においては、「死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」に基づき、11月21日に死亡野鳥の対応レベルを「2」から最高レベルの「3」に引き上げ、野鳥の監視強化を図っています。

※対応レベル3：同一場所における死亡野鳥(マガモ等)等調査対象羽数を3羽以上から1羽以上に引き上げて対応。

【表2】(参考) 国内の今シーズンの野鳥での発生状況

No	県名	場所	種名	確定日	血清亜型
1	島根県	安来市	渡り鳥糞便	11/13	H5N8
2	千葉県	長柄町	カモ類糞便	11/22	〃
3	鳥取県	鳥取市	カモ類糞便	11/27	〃
4	鹿児島県	出水市	マナヅル	11/29	〃
5	鹿児島県	出水市	ねぐらの水	12/6	〃
6	鹿児島県	出水市	ナベヅル	12/10	〃
7	岐阜県	可児市	オシドリ	12/20	〃
8	鹿児島県	出水市	ナベヅル	12/19	〃

9	鹿児島県	出水市	ナベヅル	12/30	〃
10	鹿児島県	出水市	ナベヅル	1/7	〃
11	鹿児島県	出水市	マガモ	1/19	〃

#### 4 本県の今年度の取組について

近年、高病原性鳥インフルエンザが近隣国の中国や韓国などで多発し、平成26年4月、国内では約3年ぶりに熊本県で発生したこともあり、今冬、国内での高病原性鳥インフルエンザの発生が危惧されていたため、本県では4月より高病原性鳥インフルエンザ発生時の体制強化を図ってきました。

なお、11月25日に危機管理推進者会議、12月16日には危機管理責任者会議等を開催し、本県における高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応について、関係部局と情報共有、連携及び協力体制の確認を既に図ってきたところです。

##### (平成26年度の取組)

- ・対策検討チームを立ち上げ、各農林水産事務所における体制等の聞き取り
- ・マニュアルの整備
- ・高病原性鳥インフルエンザの防疫講演会、研修会、対策本部各班の勉強会等の開催
- ・本庁対策本部の図上訓練の実施
- ・緊急連絡体制の構築
- ・部独自の情報伝達訓練の実施
- ・危機管理責任者会議、危機管理推進者会議等の開催
- ・岡山県の防疫対策に職員（獣医師）2名を派遣（1月17日～18日）

#### 5 本県の今後の対応について

家きんについては、農家に対し、飼養衛生管理基準等の徹底を指導するとともに、異常鶏の早期発見に努め、万が一異常鶏を発見した場合は早期通報するよう徹底します。また、引き続き県内養鶏場のモニタリング検査も実施していきます。

野鳥については、県の「死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」に基づき、引き続き監視を行っていきます。

今後とも関係機関と十分連携を図りつつ、県内養鶏農家並びに関係機関、関係団体等に情報提供と注意喚起を行います。

#### 6 隣接県及び本県で発生した場合の対応について

##### (1) 家きんについて

隣接県で鳥インフルエンザの発生があり、搬出制限区域が三重県内に及んだときは本県の「高病原性鳥インフルエンザ防疫対策対応マニュアル」に基づき、「三重県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部（B体制）」を立ち上げ本県に被害が発生しないよう、迅速な対応を行います。また、本県で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、「三重県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部（A体制）」を立ち上げ、家畜伝染病予防法第16条による殺処分等防疫措置を実施し、被害の拡大防止と早期終息をはかります。【表3】

**【表3】 高病原性鳥インフルエンザ発生時の対策本部等設置基準**

発生状況	本庁対策本部	現地対策本部	危機管理推進者会議	現地対策会議
(1) 三重県内で発生	○ (A体制)	○		○
(2) 隣接県で発生し、 搬出制限区域が三重 県内に及んだ時	○ (B体制)	○		○
(3) 隣接県で発生し、 搬出制限区域が三重 県内に及ばない時			○	○
(4) 上記以外で発生			(○)	

※対策本部の本部長は知事(A体制)又は危機管理統括監(B体制)、現地対策本部の本部長は危機管理地域統括監

※危機管理推進者会議は、三重県危機管理計画に定める危機管理推進者を構成員とする会議

※(3)の場合は全ての農林水産事務所に現地対策会議を、(1)～(2)の場合は現地対策本部設置以外の農林水産事務所に現地対策会議を設置する。(現地対策会議の設置要綱については別に定める。)

※低病原性鳥インフルエンザ発生時の場合も高病原性鳥インフルエンザ発生時と同様に設置する。

※(4)は、国内の発生状況により開催する。

殺処分等の防疫作業については、県職員(鳥インフルエンザ防疫作業従事可能者名簿登載者)を中心として実施します。

## (2) 野鳥について

野鳥に感染が確認された場合は、危機管理推進者会議等を開催し情報共有等を行うとともに、周辺農場に対し立入検査を実施します。

## 【参考】過去の三重県における家きんでの高病原性鳥インフルエンザ発生事例

- ①平成23年2月16日：紀宝町の約65,000羽飼養の肉用種養鶏場
- ②平成23年2月26日：南伊勢町の約240,000羽飼養の採卵鶏養鶏場